

事務連絡
令和6年4月1日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

災害発生時の入札・契約等に関する対応について

災害発生時の入札・契約等に関する対応の留意点等については、「直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応について」（令和3年4月22日付け国会公契第4号、国官技第58号、国官総第6号、国営管第58号、国営計第18号、国港総第46号、国港技第5号、国空予管第42号、国空空技第19号、国空交企第14号、国北予第10号）により「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」（以下「マニュアル」という。）として周知しているとともに、災害復旧や復興に当たっての入札契約方式の選定については、「災害復旧における適切な入札方式の適用ガイドライ

ンについて」（以下「ガイドライン」という。）（平成29年7月7日付け国
地契第11号、国官技第84号、国営計第39号。令和3年5月13日最終改
正。）に基づき運用されているところである。

災害発生時においては、被災地の一日も早い復旧・復興のため、所管事業の
迅速かつ確実な執行が求められることから、災害復旧に関する工事や業務の入
札・契約等について、マニュアル及びガイドラインの内容を踏まえた対応をお
願いする。